

2025 年度 JASSO 海外留学支援制度(協定派遣) 渡航支援金

【概要】

■渡航支援金：16 万円（家計基準）または 1 万円（派遣期間） * いずれも一回払い

■申請対象・条件

(1) JASSO 海外留学支援制度(協定派遣)奨学金受給者（予定者含む。）。

(2) ①家計基準 または ②派遣期間 を満たす者。いずれも満たす場合は、①家計基準のみが支給対象。

①家計基準

生計維持者全員の収入・所得金額の合計が次の金額である派遣学生。

給与所得のみの世帯	年間収入金額（税込）が 300 万円以下
給与以外の所得を含む世帯	年間所得金額（必要経費等控除後）200 万円以下

※ 家族構成は問いません。

※ 年金のうち、老齢年金は収入に含みます。遺族年金、障害年金、養育費は収入に含みません。

②派遣期間

新規登録時の奨学金支給期間が 6 回以上の者。但し、変更登録により奨学金支給期間が 6 回未満から 6 回以上になっても支給対象にはなりません。

■提出書類・提出対象者

①家計基準：生計維持者全員の収入・所得を証明する書類。

Ⅰ 父母ともにいる場合		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母と同居・別居（一人暮らし）	父母（2 名） * 専業主婦（主夫）、無職無収入の場合でも生計維持者となる。	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父および母の収入・所得を証明する書類
2	父母どちらか又は両方が海外/単身赴任		
Ⅱ 父母が離婚調停中		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母が離婚調停中	父母（2 名） * 離婚調停中でも原則父母となる。	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父および母の収入・所得を証明する書類
2	父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、学生への支援が一切なし）	生活を支援する父又は母（1 名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父または母の収入・所得を証明する書類 * 事実関係を証明する書類（例：裁判所による係属証明書、弁護士による報告書等）
Ⅲ 父母が離婚		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父母は離婚しており、再婚していない * 未婚も含む	原則父母（2 名） * 別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1 名）を生計維持者とすることができる。	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父および母の収入・所得を証明する書類 * 1 名を生計維持者とする場合は、離婚した「事実関係を証明する書類」（例：戸籍謄本又は当該父母に係る戸籍抄本）
2	父母は離婚しており、再婚している	父又は母と再婚相手（2 名） * 再婚には事実婚を含む。	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父又は母の収入・所得を証明する書類 ・ 継父又は継母の収入・所得を証明する書類
Ⅳ 父母どちらか又は両方と死別、又は意識不明		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	父又は母と死別（再婚していない）	左に該当しない父又は母（1 名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父、母または親族（1 名）の収入・所得を証明する書類 * 事実関係を証明する書類（例：戸籍謄本又は死別した父母に係る戸籍抄本、死亡日が記載された住民票（マイナンバーのないもの）等）

2	父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らし * 代わりの支援者がいない場合は、学生本人が生計維持者	主に支援をしている家族（1名） * 支援をしている人が複数人であっても、主たる人1人。	
3	父又は母が意識不明（精神疾患含む）又は生死不明（行方不明）により意思疎通できない	意思疎通できる父又は母（1名） * 意思疎通できない父又は母は生計維持者に含まない。	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 父又は母の収入・所得を証明する書類 * 事実関係が確認できる書類（例：主治医による「診断書」、自治体や警察署等による「行方不明者届受理証明」等）
V その他（独立生計等）		生計維持者	学校に提出すべき書類
1	大学院生（未婚で、独立生計）	学生本人（1名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 「独立生計者 収入・支出確認書」（様式 R-2） ・ 学生本人の収入・所得を証明する書類（但し、合計所得金額が <u>48 万円以下</u> の場合、生活費の管理に使用している <u>預貯金通帳の「口座名義人と「直近 3 ヶ月分記帳部分」の写し</u> の提出が必要） ・ 学生本人の住民票（世帯（婚姻）状況が記載され、 <u>マイナンバーのないもの</u> ）
2	学生が結婚している * 事実婚も含む * 3, 4 の場合を除く	学生と配偶者（2名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 学生本人および配偶者の収入・所得を証明する書類
3	学生が結婚していて、自身の配偶者を扶養している	学生本人（1名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 学生本人の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
4	学生が結婚していて、配偶者に扶養されている	配偶者（1名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 配偶者の収入・所得を証明する書類（配偶者控除欄の分かるもの）
5	家庭内暴力（DV 等）により、父母と別居中	主に支援をしている親族（1名）又は学生本人 * 支援をしている人が複数人であっても、主たる人1人。	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 親族（1名）又は学生本人の収入・所得を証明する書類 * 事実関係が確認できる書類（例：公的機関による証明書等）
6	社会的養護を必要とし、満 18 歳未満となる日の前日時点で児童養護施設等に入所していた（又は里親に養育されていた）	学生本人（1名）	・ 生計維持者申告書（様式 R） ・ 学生本人の収入・所得を証明する書類 * 事実関係を証明する書類（例：公的機関による証明書等）

②派遣期間：証明書の提出は不要です。

（3）収入・所得の証明書類

原則、2025 年度所得証明書類。但し、発行が間に合わない場合は、2024 年度所得証明書。

・市区町村役場発行の所得・課税（非課税）証明書（写し可）

* 市区町村により名称が異なる場合もあります。

* 父母等が海外勤務の場合は、給与明細書（2024 年 1 月～12 月分）の収入証明書類（源泉徴収票、給与明細等の写し）

* 日本円以外の通貨の場合は、書類提出時の外国為替レートで円換算してください。

* 合計所得金額（無収入の場合、0 円と記載のあるもの）が記載された証明書に限る。

■提出

・ **5 月 28 日(水)～6 月 5 日(木) 17 時** 国際交流センター事務室（2 号館 1 階）

【問合せ先】国際交流センター（2 号館 1 階）

■ご参考・早見表

